

19世紀中期の人口増加と「稲作前線」の回復 — 仙台藩・中奥農村の「家屋敷」再興計画¹⁾ —

高木 正朗*

この小論は、人口増加の要因は歴史資料（近世末期の日本人の実経験）からも抽出できるであろう、という仮定の下に書かれた。日本の人口は、2011年の住民基本台帳によれば、1億2700万人である。この数値は、2005年以後あまり変化しなかったが、これから確実に下がると予測されている。なぜなら死亡数は（高齢者増により）確実に増加するが、出生数は110万人未満で停滞しているので、人口の減少が自然増を上回るからである。専門家たちはこの事態を、あるいは楽観的に、また悲観的に論評している。しかし、このトピックに対する諸研究が蓄積された結果、悲観的予測が多いものの、人口減少の理由はほぼ解明されており、われわれはその知識を共有している。ところがわれわれは、人口増加への明確なプログラム（手順）は勿論のこと、人口規模の理想値（目安）ですら、経済がポータレス化してその短期予測すら極めて困難であるため、描き切れていない。もちろん経済体制は、近世日本は「封鎖」状態にあったし、現代日本はグローバル経済下にあるので、根本的に違っている。従って筆者は、ここで抽出すべき人口増加要因は、個別・具体的事象の背後に想定される、より一般的・普遍的なものであるよう配慮した。

キーワード：人口増加、結婚チャンス、世帯、稲作前線、仕法（基盤的施策）、代百姓付

目次	4-2 代百姓の募集
はじめに	5 屋敷の浄化
1 稲作前線	6 計画達成と慰労
1-1 定義と前提	6-1 計画の達成
1-2 作業仮説	6-2 慰労
2 家屋敷の再興計画	むすび
2-1 肝入願書	
2-2 大肝入願書	
3 家屋の建築費と資金	
3-1 建築見積額	
3-2 建築資金	
4 代百姓の身分・世帯・募集	
4-1 代百姓の身分・世帯	

はじめに

経験的事実の継承と共有という視点で見ると、日本人自身が忘却して省みない歴史的事実は意外に多い。そうした歴史的事実の一つに、人口減少への対処がある。そのなかで本小論と

* 立命館大学産業社会学部教授

直接関わる主題は、19世紀以降の近世国家が（今から200～150年前に）試みた体系的・基盤的な人口減対策と、彼らがそこから得た結論（教訓）である。

かつて270を数えた近世国家（とくに陸奥国の太平洋側諸藩）のなかには、より体系的な施策を講じるものが現れ、担当者たちは試行錯誤をかさねた²⁾。しかしながら、彼らが苦心して取り組んだ施策の結果（ないし効果）を客観的に把握し、そこから現代に対する示唆を入手することは、今となってはなかなか困難である。

しかし現代の日本人は、人口減少にともなう多様な「摩擦」（あるいは病理）に日々直面している。それにも関わらずわれわれは、日本人口の（例えば）「適正規模」にかんする知識・展望を欠き、他方で漠然とした不安・焦慮のなかで、「目先」だけを生きているように見えるのである³⁾。

以上を考慮に入れて、筆者はこの小論でまず、150年前に仙台藩が主導した家屋敷再興計画（「さんでんまえだいひゃくしやうづけ散田前代百姓付」と呼ばれた基盤的施策）を、文書（史料）にそくして検討する。次にこの観察作業から導かれる諸事実に基づいて、19世紀中期に観察された領内人口（郡方＝村方人口）の顕著な回復・急増の背景を推定する。こうした手続きをへて初めて、われわれは歴史的事実から現代への示唆を引き出すことができる、と考えるのである（作業は微視的・質的作業を中心とし地味なものとなったが、実証研究のためにはやむを得ない。大方の理解をえたい）。

近世国家（以後、藩と表記）の体系的・基盤的施策は一般に「仕法」と呼ばれたが、仕法には人口を迂回的・長期的にはあれ、確実に増

加させようと意図するものがあつた。筆者は、仙台藩が実施した人口増加のための基盤的施策を、「稲作前線」（詳細は第1節）というキーワードを介在させて検討する。

検討に先立ち、仙台藩が仕法を迫られた理由に言及しておきたい。われわれはその理由を、領内人口の推移から読みとることができる（図1を参照。なお高木・新屋 [2008a:12] 図2も参照してほしい）。天保飢饉（1833, 1838年）は冷害型の凶作であり、それは百姓の死亡・流亡による人口急減（筆者たちの推計では10万人程度）をもたらした。その結果、領内には耕作放棄地（てあまりち手余地・さんでん散田）が蓄積した⁴⁾。そこで藩は、それを耕作希望者に分配して生業をあたえ、民心を安定させて戸数・人口を確実に回復させようと意図したのである。

仕法は経世済民策だったから、それは便宜上経済政策と社会政策（民政）とに大別できる。前者はプロジェクト型施策であり、例えば代百

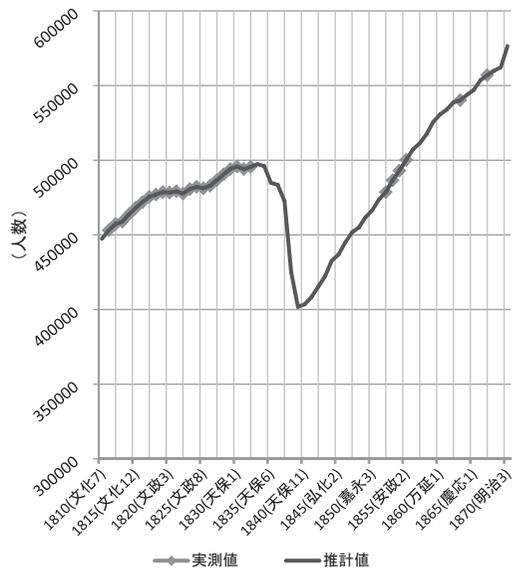


図1 仙台藩・郡方人口の推移：1810-1870年
高木・新屋 [2008a: 29-31] 付表より作成

姓の招致や新百姓（別家）の創設による荒地再開発（田返し・畑返し）、郡単位の講社結成による産業資金の貸付などがあった⁵⁾。一方後者は恒常的施策であり、例えば冷干害・田植時の食糧（扶喰）貸与、社倉（郷蔵）建設による粉・種子のストックや育子米支給など、村方における「自助相助」と教化（墮胎・間引きの禁止）を基礎とする施策とがあった。

仕法は藩庁（支配層）が主導し、村方（被支配層）がそれを実行した。とくに武士層はみずからの生存をかけて仕法を実施し、地方知行主⁶⁾もそれに協力した。江戸末期のこの時期、支配層は体制崩壊を確実に予感しており、仕法は弥縫策に過ぎないと考えたに違いない。しかし彼らは、これ以外の選択肢（延命手段）を持たなかった⁷⁾。

一方百姓は、仕法（代百姓付）にどう対処したのだろうか。それは二つの視点から推定できる。一つは村方の利害、二つは家（世帯）の利害である。村方は戸数が減れば、百姓1人当たりの税負担額（特に肝入、組頭層の負担）は重くなった⁸⁾。そこで彼らは、通常は耕作放棄地を課税対象から外すよう求め（永荒、地損^{えいあれ ちそん}）、負担を回避した。しかし彼らは、人頭税をふくむ多様な税を課されていたので、百姓数は以前の水準に戻すほうが有利、と判断したであろう。

家の利害については第1に、代百姓付は傍系親族（非相続者）の結婚・世帯形成チャンスとなるので、インセンティブがあった。第2に、それは労働需要の増加をもたらしたので、就業機会の増加や賃金（身代金）の上昇に結びついた可能性がある。

筆者は以下において、嘉永5～6（1852-1853）年に実施された家屋敷再興プログラムの

概要と結果とを、大肝入文書を使用して検討する。この作業を通してわれわれは、第1にこれまで不明だった仙台藩の「嘉永安政仕法」の中身を、事例的にではあるが明らかにできるだろう。第2に「稲作前線」（第1節で言及）は長期的に見ると移動し、同時にそれは人口サイズと世帯規模、結婚チャンスに影響を与えたとする仮説を、ある程度裏付けることができるだろう。第3に仙台藩は（これは、筆者が強調したいポイントであるが）、人口の確実な増加を目指すなら、小手先の施策よりも50年先・100年先を見据えた持続的・迂回的施策が有効との方針で臨んだ、ということを描き出せるだろう。

なおこの小論は以下の記述において、歴史学で一般に使用される用語、仙台藩に固有の用語を多数使用している⁹⁾。こうした用語の意味・読みについて筆者は、（ ）内の注記をふくめ、永原 [1999]、林 [1999]、仙台郷土研究会 [2010] その他に依拠している。ここで使用した文書（史料）は、門傳家文書マイクロフィルム（東北歴史博物館所蔵）からの複写資料8点である¹⁰⁾。各文書の表題（「 」内）は筆者が便宜的につけた仮題、月は旧暦である。

文面に名前がみえる人々のうち、主な身分者は門傳東輔と蘇武専蔵で、前者は栗原郡壺・武迫上郷の大肝入、後者は武迫・鶯沢村北郷の肝入である¹¹⁾。一方松崎仲太夫は村内に知行地をもつ在郷武士（地頭^{じとう}）である¹²⁾。なお文書6の（ ）にある北郷・南郷は、近世期・鶯沢の肝入管区である。また中嶋と熊野林は小字名で、鶯沢町史編纂委員会 [1978]「鶯沢町小字名図」によれば、北郷の東南部に所在した。

なお鶯沢村の人別改帳は、今のところ一冊も発見されていない（念のため付記）。

〔文書一覧〕

- 1 嘉永五（1852）年十二月「散田代百姓に
つき吟味願い」（肝入・蘇武専蔵→大肝
入・門傳東輔，門傳東輔→栄五郎／格之進
／勝五郎／今朝八郎）
- 2 嘉永五年十二月「居家壺軒分小積書」（棟
梁・大之丞／肝入・蘇武専蔵→大肝入・門
傳東輔）
- 3 嘉永六（1853）年正月「代百姓入料金受取
通帳」（蘇武専蔵）
- 4 嘉永六年（推定）正月「代百姓御暇願之者
名前書上」（蘇武専蔵）
- 5 嘉永六年二月「代百姓世話滞り詫状」（半
切紙，浄土宗・法寿寺→大肝入・門傳東
輔）
- 6 嘉永六年二月「屋敷内墓所改葬願書・施餓
鬼供養通知書」（北郷組頭・清吉／南郷肝
入・金右衛門／北郷肝入・蘇武専蔵→大肝
入・門傳東輔）
- 7 嘉永六年四月十八日「郡奉行様へ献上物書
上」（新御百姓中・蘇武専蔵）
- 8 嘉永六年十二月七日「書状」（松崎仲太夫
→大肝入・門傳東輔）

1 稲作前線

1-1 定義と前提

「稲作前線」（以下「 」を省略）という言葉は、この小論のキーワードである。そこで筆者は、その含意を次の三つのレベルで説明したい。一つは本稿における定義、二つはこの概念を使用するにあたっての前提、三つはこの概念を使用して構成しうる作業仮説である。

筆者はこの言葉を、仮につきのように定義しておく。稲作前線は群落としてのイネ（あるい

は稲作）の地理的・空間的フロンティアであり、それは気象、開墾、品種改良、管理などにより移動（前進／拡大、固定、後退／縮小）する。換言すればそれは、農民たちが経験的農法に従って恒常的に稲作をおこなう場合、そうした集団的活動がつくりだす植物生態学上の先端部分である。

この先端部分は一定の地理的空間あるいは帯域を形成する。この帯域は、人びとが水田開発と作付けとを活発におこない、現在の収穫と将来の収量見込みに対して手応え・確信を持ちつつある場所であり、文字通り frontier（開発地と未開発地の境界地帯）である。

筆者はこの用語の使用にあたって、三つの前提を想定している。すなわち、第1にイネは亜熱帯性の植物であるから、温帯地域では気象条件により収穫高は変動（低温、日照不足により減少）する。第2に人は飢え（食糧不足）を回避するため、稲作にくわえ雑穀栽培を維持あるいは強化するが、何よりも可耕地の極大化を優先する。第3に可耕地は長期的に観察すると、自然環境（気象・地形・水流）の影響を受けて、その面積は拡大したり縮小したりする、ということである。

1-2 作業仮説

作業仮説は、仙台藩の耕地開発史を考慮して¹³⁾、以下の三つを想定することとする。

第1は谷筋開発期（17世紀以前）である。この時期、稲作前線は谷筋に展開したであろう。谷筋は地力・日照・水温は劣るが、取水・排水が容易である。稲作前線はこうした小地域に前進・展開し、その結果耕地はある程度拡大しただろう。中世の領主・土豪たちは取水を確実にするため、堤と呼称する中小溜池をつくって維

持・管理をし、その水掛り地域を開墾したであろう¹⁴⁾。

この時期は複合大家族世帯が多く、そこには叔父・弟・名子・譜代家族が同居した。彼らは谷筋とその下流域を開拓したが、別家独立はほとんどできなかった。従って彼らの世帯規模は大きかったが、人口を増加させる力は微弱だったであろう。

第2は野谷地開発期（17世紀）である。稲作前線はこの時期、前者とは逆方向つまり平地・河川近辺の低湿地（野谷地）に向かったであろう。有力家臣団は、米作にとって矛盾的な契機（取水と排水と）を徐々に克服し、沼沢地が少しずつ干上がっていくように、徐々にあるいは一気に乾田を増やした¹⁵⁾。

この時期、叔父・弟・名子・水呑家族は、その可否は開発高次第だったが、別家するチャンスを手に入れた。こうして可耕地の拡大は急速な人口増をもたらしたであろう。

第3は開発停滞期（18～19世紀）である。稲作前線は（巨大沼沢地をのぞき）開発適地が減少したため、ほぼ固定・停滞したであろう。

19世紀中期になると、筆者がこの小論で焦点をあてるように、荒所（耕作放棄地）の再開墾つまり稲作前線の回復（押戻し）活動が組織的に展開される（嘉永安政仕法）。耕作放棄地は谷筋¹⁶⁾や低湿地帯（旧野谷地）で発生したが、その完全復旧は困難だったであろう。従って筆者は、この仕法は領内人口の回復に寄与したが、その後の急増は別の要因によると考える。

この時期、世帯規模は縮小して夫婦家族（単婚小家族）が一般化し、分家は次男・娘婿などに限定され僅少となったであろう。小農たちは「勤勉革命」で生活水準を上昇させたが、19世紀になると独身（無妻あるいは馬無し）世帯す

ら現れ、人口・世帯規模は停滞・固定したが、天保飢饉で一挙に急減した。

なお、農山村地帯の百姓は、既存人口を扶養するため「地付林」（畑地に隣接した疎林）を開墾し、そこに麦・大豆・稗を作付けした。その結果「畑地等高線」は若干上昇した。

2 家屋敷の再興計画

2-1 肝入願書

この仕法は、肝入願書〔文書1-1〕によれば、潰れたまま放置された百姓跡地19軒のうち、10軒1組の家屋敷と耕地を再興することを目的とした¹⁷⁾。

その家屋敷と耕地とは、肝入が記すところによれば、宝暦・天明の凶歳以降数十年間、耕作希望者がなく「荒所」となってきた。その理由は、以前の百姓たちは「死亡・退転・無行衛」となったが、その耕地は「沖通りニ而人家よりハ手遠之所柄、弥々人不足」、つまり川筋低地（沖通り、沖中）に所在し用排水とも困難かつ人家からも遠く、「望人」がないまま今日に至ったというのである¹⁸⁾。

しかし藩は今回、本気で「散田代百姓付」を計画しているので、それに呼応して村方でも相談をかさねた結果、ようやく希望者10名を募ることができた。しかし、農具は村方で用意立てるとして、「家作并ニ扶喰等之義は、……逆も自分ニ見詰無之」、つまり家屋の建築費と収穫期までの食糧（夫喰）確保は、自力では到底できない。何故なら代百姓たちは、すべて極貧層（「極難渋者共」）だからというのである。

一方、百姓稼業は母屋のみでは成り立たず、馬と厩とが要る。肝入（蘇武）は大肝入（門傳）に対して、前者については追々援助を求めるこ

ととし、「厩之義は村方ニ而為手傳」つまり厩は村方で建築させると述べるのである。

こうして村方は大肝入（藩）に対して、全滅して数十年になる村組1つ（中嶋組）を復興するため、家屋の建築と食糧援助とを願い出たのである。

〔文書1-1〕（横長帳）

「乍恐散田前代百姓

付之義ニ付、御吟味を以
被成下度奉願候御事

式迫鷺沢村北郷之内、中嶋・熊野林ト申所は北郷ニ而之沖中ニ御座候所、右壺組合先年ハ人頭拾九人之由、然ニ宝曆之凶歳より天明年中之凶歳迄、死亡・退転・無行衛ニ罷成候而か、右請地御田地之義沖通りニ而人家よりハ手遠之所柄、弥々人不足之方より手余り、連年ト荒所ニ罷成、右壺組禿切ニ相成候ニ付、諸事村方迷惑難儀仕ニ付、代百姓付之義は先役代已前より段々吟味も仕候事ニ相見得候得共、壺・式軒相出候而は拾軒已上之禿頭ニ而、用悪水路行届兼候由ニ而、是迄何ニ様吟味仕方も望人無之場所柄ニ御座候所、此節散田代百姓付専候由諸御吟味被成下、品々

被仰渡已^{※カ}勘弁仕、尚又

制道役共廻村^{つねづね}毎々其見分吟味も致呉、右中嶋組相立申度段々手配吟

味仕、^{ようよう}漸々代百姓之者此度拾人相出候訳にて吟味は仕置候得共、何レも極難渋者共ニ而居家立方之見詰一圓無御座候、農具等之義は如何様ニか段々ニ相調候様ニも可仕候得共、家作并ニ扶喚等之義は御手當之御吟味被下度品々申出ニ付、尚又吟味も仕候得共、迺も自分ニ居家立方之見詰無之、御百姓ニ相出兼候由申出候義ニ御座候所、扱又数拾年来悉願仕漸々此度拾人之代百姓ニも引跨御吟味仕候義ヲ、為相止候義も氣ノ毒ニ御坐候間、御別段之御吟味を以、代百姓壺人ニ付居家壺軒つ々拾人江拾軒被立下、中嶋組御取立之御吟味被成下候様は有御座間敷哉、如願之居家被立下代百姓付ニ被成下候義ニ御座候得は、駒田川九軒分ニ而拾年已上江代百姓拾人相出申義ニ御座候、尚又

馬・厩無之候而は田畑之
 養も行届兼候義御座
 候間、馬之義は段々にも
 御吟味被成下度、厩之
 義は村方ニ而為手傳
 御百姓ニ相出、村方門葉等
 竈ニも仕度吟味申上候義
 御座候間、御憐愍之御吟味
 ヲ以代百姓被付下、中嶋
 組ト申所如已前之壺組
 御取立之御吟味被成下度、
 拙者共連判を以如此
 奉願候以上

鷺沢村北郷与頭

柳吉

嘉永五年十二月

同 清吉

同 甚之丞

同 伊蔵

同 多助

同村肝入

蘇武専蔵

同村南郷肝入

金右衛門

荒所起返り制道役

七郎左衛門

同 庄十郎

散田片付制道役

新左衛門

大肝入

門傳東輔殿

」

仙台藩は代百姓付にあたって、居家建築、農具支給、食糧（夫喰）支援などをいつ制度化したのだろうか。その一つの手掛かりが、一関藩

の文化7（1810）年「仕法書」にある。これは同年の5月朔日、家老中から配下役人・領内に「被仰渡」たもので、その別紙にこうある。「御知行中百姓共赤子養育・沽却地散田江主付之儀、御本家様御振合を以夫々之御手当被成下候（以下略）」ここで「御本家様」とは仙台藩のことであるから、この仕法書は同年に仙台領内に一斉に通達されたと考えられる。

2-2 大肝入願書

大肝入は肝入願書（文書1-2）をふまえ、藩に対して上申書（願書）を提出し、本案件の来歴、村方の結論そして要望などを丁寧に述べている。それは以下のように要約できる。

問題の耕地は、「養も行届兼、手増・元薄・不作、作徳も無之方より作子人も不足、自然作荒罷成様ニ而、出名（銘）出劣り丈村方之痛・迷惑」となってきた。しかし、代百姓がその土地に貼りつき耕作するとなれば、「用悪水路」の管理も行き届くので、中嶋組の再興には合理性がある。

しかし、最大の難点は家の建築費である。そこで「居家壺軒分（間口7間×奥行4間）之材木・作料金一式之仕上り」経費を見積らせたところ、1軒当たり11.38両、10軒で約119.2両が必要という結果を得た。

この金額は「不少之金高」であるため、「此御時節柄……吟味申上候義も恐入遠慮」される。しかし、村方は「出組・其役人共、扱又村役付・制道役共々^{あくまで}飽迄世話仕」、つまり村役一同は、固い決意で代百姓の面倒をみると申し出ている。そこでこの計画は、自力建築は困難との理由一つで中止することはできない。それ故、建築費の支給を認めてほしいというのである。

勿論、百姓は馬なくして耕作はできないの

で、その手当は代百姓が新居に移るまでにしてほしい。その他「厩・閑所^{かんじよ}・小家等之義ハ代百姓人元之者并村方より諸式持寄り、人夫手傳^色を以」つまり代百姓の本所（人元之者^{ひとものもの}）と村方で調べると述べるのである。

〔文書1-2〕（横長帳）

「右之通鶯沢村北郷中嶋

與申ハ拾九人壺組之所、先年
凶歳之節退転仕候跡地江代
御百姓相出シ、如元之存立申度
代百姓之者拾人迄此度吟味仕候
處、右之者共摺切難洪ニ而
指當居家普請之見詰一圓
無之由、色々村役付共手前より
吟味も相尽候へ共、自分は勿論
人元諸世話仕者連も同様
及兼候訳ニ而、代百姓付相扣候
譯ハ無之訳ニ罷成申所、扱亦
肝入専蔵儀年来心懸漸々
拾人之人数ニも引揃、今更
為家作之難儀仕候義も至極
歎ケ敷奉存候間、御別段之御
吟味を以代百姓居家拾軒
被立下置、中嶋組御取立之
御吟味被成下度品々願申出候所、
右中嶋古組取立申度義ハ
段々肝入申出、去秋中御惣^{揃れ}□
御廻村之節直々ニも申上、古屋敷
跡等迄も御見分、尚亦當秋
下熊川御砂拂之節、田畑荒
所之地迄委細御見分も被成下候通、
同所ハ人家江引隔候沖中ニ
候得は、手遠之所故

養も行届兼手増・元薄^{もとうす}・
不作、作徳も無之方より
作子人も不足、自然作荒

罷成様ニ而、出名出劣^籍り丈村方^{だけ}
之痛・迷惑ニも至り、其所ニ百姓
居懸候ハハ耕作行届ハ
勿論、用悪水路都而行届ニ
可相成勘弁を以、中嶋組
存立之吟味申出候儀、無余義
訳ニ相見得候間吟味仕、居家
壺軒分之材木・作料金一式
之仕上り被指積申候所、長七間
横四間之見詰ヲ以右懸り高大図為指積、
別紙積書
之通壺軒分惣懸り高、金
百九拾七兩弐歩
拾壺兩三歩八厘ニ罷成、拾軒分ニ而、
七拾五兩ニ一百拾五兩
百拾九兩弐歩之大図取調ニ
罷成申所、不少之金高此御時節柄
容易ニ御吟味可被成下様ハ有御座間敷、
取受吟味申上候義も恐入遠慮、出組・
其役人共、扱又村役付・制道役
共々飽迄世話仕申出候義を、
為家作之可為相扣様も無之、
前書之通入料金を相積吟味申上候間、
彼是御取合御吟味被成下度
代百姓被付下様御吟味被成下度
奉存候、隨而ハ馬・厩小家等も
無之候而ハ、耕作養諸事ニ
行届不自由之品ニ御座候所、
馬之義ハ居家被建下代百姓
取移候迄ニ、別而吟味申上候様
被成下度、厩・閑所・小家等之義ハ

代百姓人元之者并村方より
 諸式持寄り、人夫手傳を以
 代百姓取移候上ハ不生
 仮厩ニも為相立候様、肝入吟味
 仕候由、尚又御地頭様方思召
 之義御伺上候ハハ、御地頭様六人
 御座候由、右之内松崎忠太夫様より
 御知行所汪御藏入一余御給大様方
 大書代百姓六人江、家作材方江
 被除植立熊野林より杉・松
 大小七拾本被下置候由、小嶋
 兎左治様より御知行入日
 代百姓四人江米四石御手當
 被成下候由、今村新太夫様より
 代百姓四人江米四石御手當被成下候由、
 外御地頭様御三人
 之義ハ御難治ニ被為有、
 當分御手當被成下様無之由仍而、
 代百姓付持高数拾年来
 之散田地ニ而、作荒土性も甚
 相衰居候ニ付、肝入願之上良田迄
 五拾ケ年之見詰を以、本銘之所
 半銘より三ヶ壺迄之御銘下
 ニ被成下候由、御一統様より代百姓
 相付候時ニは御下知も被成下候
 訳ニ、内々御吟味も相受置
 候由肝入直々も申出旁、肝入
 専藏諸心配吟味之次第
 指働候段、尋常之世話事
 ニハ無之相見得候間、彼是江も
 御取合如願之代百姓被付下、
 以御吟味被成下度、如此申上候以上

壺・式迫上郷大肝入

門傳東輔

同年同月
 栄五郎様
 格之進様
 勝五郎様
 今朝八郎様

この大肝上申書は、事前に詰めておくべき課題については、村方（肝入）が遺漏なく対処したことを記している、われわれの目を引く。その課題とは、年貢取得権者（「御地頭様」つまり地方知行主）6名に対して助力（合力）を求めること、その上で彼らに年貢減免を認めてもらうことであった。村方の助力要請には地頭3名が応じた。松崎仲太夫は代百姓6人へ「杉・松大小七拾本」の家作材を、小嶋兎左治は4人へ「米四石」の食糧（扶喰）を手当した¹⁹⁾。但し、それ以外の地頭3人は「御難治ニ被為有」、つまり家計不如意のため応じなかった。

村方の事前準備のなかで、年貢率の決定は知行主と村方双方の最大関心事だったのであろう。しかし再開発地は「数拾年来之散田地ニ而作荒、土性も甚相衰居候」ため、地頭と肝入とが協議して以下のように合意した。つまり彼らは、耕地が「良田」になるまでに50年がかかる見込み、年貢はこの期間「本銘」（本免：本来の年貢）の1/2～1/3とすると決めたのである。本来の年貢率を50%（五公五民）とすれば、この年貢率は25.0～16.7%であり、しかもそれを50年維持するということである。この事実からわれわれは、「泣く子が地頭に勝った」（身分的弱者・百姓が地方知行主の大幅譲歩を勝ちとった）と結論できるように思われる。これがこの時代の「空気」だったのである。

門傳は藩役人に対して、肝入（蘇武）の努力

は「尋常之世話事ニハ無之相見得候」とたかく評価し、それを無駄にしないためにも、建築費の支給は不可避であると上申したのである。

3 家屋の建築費と資金

3-1 建築見積額

家屋1軒の建築費は、請負人が作成した「居家壱軒分小積書」（文書2）でわかる。ここで「小積」とは、家1軒にかかる費用の仮見積（あるいは見積明細）と考えられる。建築資材と人件費の書上は合計42項目あり、その費用は29項目が手形（切）で、残る13項目が銭価（例えば、「此代式貫七百弍拾文」）で見積られた（彼らは銭350文＝手形1切と換算している）。

建築職人は、文末の記載「壱式迫上郷諸職人・棟梁大之丞」を考慮すると、大肝入支配地域（上郷）から「公募」されたに違いない。何故ならこのプログラムは「公共事業」であり、寒中（農閑期）3ヶ月余で10軒の新築・完成を目指したからである。つまり、大工・職人のすべてを鷺沢1村から募ることは、実質的にも仕法の主旨からしても、不可能だったであろう。

〔文書2〕（横長帳、一部を掲載）

「 式迫鷺沢村中嶋・熊野林工代御百姓被付
下候ニ付、居家御普請被成下度、壱軒分
小積取調左ニ申上候

一居家壱軒 長サ七間

横 四間

此御入料

一本柱 長壱丈三尺五寸・五寸角 本拾四

此代四貫九百文 但壱本ニ付三百五十文
ツツ

一下屋柱 長壱丈八寸・五寸角 拾三本

此手形六切五分 但壱本ニ付手形五分ツ
ツ

（中略）

一大工 百弍人 建方

此御用金手形五拾壱切也 但壱日ニ付手
形五分

一ぞう作方 大工弍拾人

此手形拾切也 但品々右同断

一かべぬ里 三拾人

此御用手形拾五切也 但品々右同断

一屋根葺 弍拾八人

此御用手形拾四切也 但品々右同断

（中略）

式口合手形百九拾壱切壱分九厘

但壱軒分大図懸高取調申候

右之通小積取調如此申上候以上

壱式迫上郷諸職人

棟梁 大之丞

嘉永五年十二月

右村肝入 蘇武専蔵

大肝入 門傳東輔殿

代百姓の家屋は間口7間×奥行4間と決められたが、その平面構成は宮城県教育委員会[1974:38-40]を参照すると、「田の字型4ツ間取り」だった可能性がたかい²⁰⁾。

この見積書は、細部を省略すれば、次の手順で作成されている。まず必要部材36点の数量・サイズ・費用を書上げ、次に大工・職人の仕事5種に対する所要人数と1日当たり賃金を書上げる（大工・職人仕事として書上げられたのは、建て方、造作方、壁塗り、屋根葺き、木出しの5種）。そして最後に建築実費が、見積額から控除額を差し引いて確定されるのである。

棟梁・大之丞は1軒分の建築費を次のように計算している。1) 木材・必要部材36点の費用は194.24切、2) 職人・人夫賃金は104.5切であるから、見積額は298.74切となる。3) 木材の一部は藩と知行主の給付・寄付、木挽賃と縄は自弁（「家主相出」とした）ので、控除額は107.541切になる。その結果、大之丞は1軒分の実費を191.199切（298.74-107.541）と算定したのである。彼がはじき出した数値は、筆者の検算結果（191.199切）と完全に一致するので、緻密かつ正確なものだった。

家屋1軒の見積額はすべて手形の額面で表記された。棟梁が手形額面4切を金1切と換算したことは、文書中の記載からわかる。従って、1軒分の建築費は金47.8切（191.199/4）で、これを両に換算すれば11.95（47.8/4）で大体金12両、10軒なら金120両となる。

この数値は、大肝入願書（文書1-2）に記された数値（1軒当たり建築費金11.38両、10軒で金119.2両）と概ね整合している²¹⁾。われわれは、この種の見積額に多少の齟齬があっても、それはやむを得ないと考えるべきであろう。

3-2 建築資金

家屋10軒の建築費は、「代百姓入料金受取通帳」（文書3）の書上から、ある程度推定できる。しかし、この文書は肝入手控であるため、われわれは建築費の収支を完全には把握できない。従ってここでは、文面の一部（記載の論理がよくわかる箇所）のみ示す。なお、収支の大部分は金（切）で、1件のみ手形で記された。

大肝入（門傳）は藩から資金を受取り、それを肝入（蘇武）に渡したであろう。蘇武の建築資金受取り（単に「受取」と記載）は、嘉永6（1853）年1月20日～4月10日までに14回おこ

なわれたが、その金額は380切だった。これ以外の受取として、蘇武自身と他2名の小口寄付（「御用立」）があり、その金額は12切だった（筆者は、この12切は「受取」に加算し、支払いに回されたと推定し処理をした）。

〔文書3〕（横半帳、一部を掲載）

「 嘉永六年正月

式迫鷺沢村北郷熊の林等之古散田前へ、御別段之御吟味を以代百姓被附下、御入料金被渡下請取候所通帳

三月三日

一金貳拾五切 受取

同月五日

一金三拾切 受取

同月八日

一金八拾切 受取

三月十二日

一金四拾切 相渡ス

四月十五日

一金四拾切

手形拾二切 相渡ス

右金、請取上申候

」

一方、肝入の支払い（単に「相渡ス」と記載）は、同年1月25日～3月19日までに7回おこなわれ、その金額は210切だった。

われわれはこの二つの数値（肝入受取380切、肝入支払210切）と、家屋1軒分の見積額47.8切（2-1 建築費を参照）とを用いて、この資金で何軒の家が建つかを計算できる。計算は二通り、受取額ベースと支払い額ベースとが可能である。計算結果は、前者なら8.26〔(380+12)/47.8〕で8軒建てられるが、後者なら4.64

〔(210+12)/47.8〕で5軒建てるのが精一杯、となる。

しかし、この文書には注意すべき点の一つある。それはこの二口（受取、相渡）以外に、返金と推定される表記が（同年3月12日～4月10日までの間に）6箇所ある、ということである。それは「^{うけとり、あげもうしそうろう}受取上申候」と記されており、総額は168切にもなる。これは「受取った後、献上した」、換言すれば一旦藩から受取りすぐに返却をした、と考えるとつじつまがあう。何故ならわれわれは、この金額168切と支払額210切とを合計すると378切となり、これは受取額380切とほぼ同額だからである。

恐らく藩庁は、建築費は全額支給することを建前としたであろう。しかし、実際はその45%〔(380-210)/380〕ないし44%〔168/380〕を献上させたのである。殿様の体面（武士層の面子）はこの時期、大肝入・肝入層（手前宜敷百姓）によって保たれたのである（文書8も参照）。

4 代百姓の身分・世帯・募集

4-1 代百姓の身分・世帯

本家（本所、人元）における代百姓の身分と転出時の人数は、「代百姓御暇願之者名前書上」（文書4）でわかる。文書表題にある「御暇願」は、人別改帳に登録された者が、その家を抜け他家へ移る際、肝入を通して大肝入に提出した許可願である（これは多分に形式的な手続きだったが、移動の際は必要だった）。なお、法寿寺分は「外」書きをされたが、これについては4-2節（文書5）で述べる。

代百姓は、潰れ百姓（^{こきやくつがれ}沽却禿）の跡地（家屋敷）にはいって土地を継承し、年貢・諸役を負担する者たちであった。そこで彼らの世帯は、

第1に労働集団（work group）であるべきだったから、少なくとも夫婦一組（労働数2）で構成される必要があった。

〔文書4〕（半切紙）

「式迫鷺沢村中嶋・熊野林両所エ家作被成下候ニ付、代御百姓御暇願之者共名前書上

一	六郎右衛門弟	文七	家内三人
一	太蔵添人	平五郎	家内三人
一	太蔵添人	長之助	家内四人
一	蘇武専蔵借屋	定吉	家内四人
一	太蔵添人	喜作	家内四人
一	市蔵掣	周蔵	家内四人
一	十治掣	銀蔵	家内三人
	メ		

右之通罷出候者共、名前書上仕候已上

同村肝入 蘇武専蔵

正月

外 川口村法寿寺御門内

一家内四人	友吉
一同四人	源二郎
一同三人	長兵衛

今回の仕法は、一度に10軒を跡地（^{つぶれち}禿地）に貼り付けるという計画だった。そこで、この計画に応募した10名について、家主（^{ひともと}人元之者）との続柄、世帯の概要を記しておく。戸主との続柄（身分）がわかるのは7名である。その内訳は添人3、掣2、第1、借屋1名であるが、彼らは明らかに非相続者であるか、機会さえあれば家から排除される身分者だった（換言すれば彼らは、独立するチャンスを手に入れたのである）。世帯規模は平均3.48人だから、それは

夫婦家族だったに違いない²²⁾。

門傳東輔殿

」

4-2 代百姓の募集

募集の一端は「代百姓世話滞り詫状」（文書5）からわかる。それは恐らく、第1に村内を、第2に隣村・郡内を、第3に他郡・領内を優先させる、という方針でおこなわれたであろう。しかし彼らは、応募者が少ない場合は隣国（例えば、南部、出羽など）あるいは遠国からも招致したことは、この文書からわかる。彼らは今回、寺院ネットワークを通じて、遠国（水戸出身）者をも招致しようと試みている。

〔文書5〕（半切紙）

「 武迫鷺沢村北郷江代百姓

拾軒被相出候ニ付、拙寺義も御

世話申上度、水戸出生之者

石ノ巻ニ住居罷在候間、四人

吟味仕代御百姓ニ相出申義ニ

去去年紙面ヲ以同村肝入方へ

申出来候所、當春ニ罷成右

人数之内壱人ハ罷越候得共、

残三人ハ病氣等色々指合

在之、當春引放兼罷越

不申候ニ付、右代百姓附替江

御村方迷惑ニ相及、御用多ニ

罷成候儀ハ不吟味ニ仕、今更

御申訳も無御座候、追々余村江

成共相出シ按配仕候間、先以此

度之義ハ御猶予被成下度

此段如是御座候已上

法寿寺 印

嘉永六年二月

大肝入

文書の差出人・法寿寺は、壺迫川口村にある浄土真宗・本願寺派（西本願寺）の寺である（現存）。法寿寺住職の動きは、文面から以下のように要約できる。

今回の募集枠10名に対して、鷺沢の応募者は7名だった（文書4）。そこで、隣村・法寿寺はこの仕法に協力し、檀家をふやし教勢をのばすためにも、牡鹿郡・石巻村の同派寺院に募集情報をつたえ、応募者の斡旋を依頼したと思われる²³⁾。その結果、4名の応募があった。彼らは水戸生まれだが、当時は石巻に居住し家族持ちであった²⁴⁾。

ところが、3名が離脱することになった。その理由は「病氣等色々指合在之、當春引放兼罷越不申候ニ付」、つまり病気をはじめ不都合が色々あって、春（農作前の旧暦2～3月）のうちに鷺沢へ移住することは困難、というのである。そこで法寿寺は、大肝入・門傳に自らの不手際を詫び、「追々余村江成共相出シ按配仕候間、先以此度之義ハ御猶予被成下度」と、やや苦しい弁明書を差し出したのである。

彼らは、移住先の様子や入植条件が明らかになるにつれて、気が変わったのである。

5 屋敷の浄化

百姓の屋敷は一般に、母屋、附属舎（土蔵、まや 厩・小屋、かんじよ 閉所〔厠〕・湯殿、薪蔵）、畑地（家の南面）、防風林（居久根と呼称。母屋の北西域に杉・欅木など植立）などで構成された（図2参照）。居久根には、有力百姓の場合は大抵、先祖（死者）たちの埋葬地があった。これは明治以降は旧墓と呼称されるもので、旧家の墓地

には現在も大小様々の墓碑が林立している。

代百姓はいわば新参者として、主がいなくなった屋敷つまり一種の「城」に入るのである。その際、解決すべき課題があった。それは供養者を失くした死者（飢饉の餓死者）たちの扱い、そして墓地・墓石の始末である。そこで村方が考えだした解決法は、先ず施餓鬼供養²⁵⁾をして彼らを無縁佛にし、次に墓碑を撤去・整理するというものだった。彼らの心情と処理手順は、以下「屋敷内墓所改葬願書・施餓鬼供養通知書」（文書6）から読み取ることができる。

〔文書6〕（横長帳）

「 式迫鷺沢村北郷散田前江、
此度御別段之御吟味ヲ以、
代御百姓相附候義、厚ク御世話
被成下難^{しあわせ}在仕合ニ奉存候、然ニ
同村熊ノ林・中嶋等ノ旧
屋敷地割渡分地仕候所、
右屋敷地所之義ハ宝暦・
天明之頃凶歳ニ付、死亡
退転等罷在候方ニ相見得、
旧屋敷之内墓所数ヶ所
御座候間、此度新家作仕
者共遠慮仕候者も御座候
間、無縁之墓所為供養
之當村金剛寺相頼ミ、
於右旧墓所ニ来ル廿五日
施餓鬼供養仕、旧来之
無縁佛申度奉存候、
且右入料等之義ハ拙者共
自分入料ヲ以何分手輕ニ
仕、為致修行申度奉存候、
此度新ニ御百姓相附候者共も

随順仕、各別之御吟味ヲ以
被仰付候御趣意も勘弁仕、
弥出精可仕哉與奉存候間、
御吟味御指図被成下度、此段
如斯申上候已上
式迫鷺沢村北郷組頭
清吉 印
嘉永六年二月
同村南郷肝入
金右衛門 印
同村北郷肝入
蘇武專蔵 印

大肝入
門傳東輔殿

」

願書はこう述べている。「宝暦・天明之頃凶歳ニ付、死亡退転等罷在候方ニ相見得、旧屋敷之内墓所数ヶ所御座候間、此度新家作仕者共遠慮仕候者も御座候」、つまり配分を受けた屋敷地のうち数ヶ所に、過去2度の飢饉（宝暦・天明飢饉）で死亡し退去した先住者の墓所・埋葬地がある。そのため、こうした屋敷を割当てられた代百姓は、家屋の建築を「遠慮」（躊躇）している。

そこで村方は大肝入に対して、以下の手順で処理をしたいので、検討のうえ許可してほしいと願い出たのである。「無縁之墓所為供養之當村金剛寺相頼ミ、於右旧墓所ニ来ル廿五日施餓鬼供養仕、旧来之無縁佛申度奉存候」、つまり施餓鬼は曹洞宗・金剛寺（現存）に依頼し、供養式は来る2月25日におこなう。こうして彼らは自費で、（墓碑がないまま埋葬されている）死者たちを「旧来之無縁佛」つまり仏式で供養

して、無縁佛にするというのである。

この施餓鬼供養は、本来は7月15日の盂蘭盆会におこなうものであるが、すぐに認められたであろう。

6 計画達成と慰労

6-1 計画の達成

この仕法が計画どおり実施・達成されたことは、「御郡奉行様へ献上物書上」(文書7)でわかる。ところでこの仕法は、村方献金が所要経費の45%を占めたとはいえ(3-2節を参照)、あくまで藩営事業として推進された。それは、百姓たちの献上物が郡奉行宛てに贈られたことではっきりする²⁶⁾。

受益者が事業責任者に対して、「公式に」贈り物をするという行為は、儀礼として容認されていたのだろうか。こうした行為は、現代人の法意識と合致しないが、当時の慣行だったと理解するしかない。

[文書7] (半切紙)

「嘉永六年四月十八日、新御百姓中
御郡奉行様江献上物

一ざる式ツ	北郷新百姓	○定吉
一手かご五ツ	同	○文七
一丸ふご壺ツ	同	○平五郎
一ちゃうづたらい壺ツ	同	十吉
一玉子拾六	同	○周蔵
一山いも三本	同	金治
一小豆壺袋		
大麦壺袋	同	清治
一かご壺ツ	同	○長之助
ふご壺ツ		

ぞう里四束

一小豆式袋 同 ○喜作

山いも本本

一ざる式ツ 同 ○銀蔵

メ

右之通奉献上候已上

同村肝入

蘇武専蔵

嘉永六年四月十八日

」

われわれは文書から、代百姓は定員10名をみたし、うち7名(○印、筆者記入)は当初の応募者であり(文書4参照)、献上物とはいえば、極くささやかな自給品だったことがわかる²⁷⁾。しかし、残り3名(○印のない者)がどう補充されたか、そこに水戸出身者1名が含まれたか否かは、門傳家文書に資料は見当たらないのでわからない。

6-2 慰労

次の書状(文書8)は、鶯沢村の知行主・松崎仲太夫が大肝入(門傳)に宛てたものである。この書状は年次記載を欠くが、文面に「厳早損ニ候ハ案外之迷惑可有候間」とあるので、それは深刻な早魃があった嘉永6(1853)年の12月7日に書かれたものとわかる²⁸⁾。

松崎は、筆者が使用した文書8点のうち3点に現れる。彼は「散田代百姓付につき吟味願ひ」(文書1-2)によれば、代百姓6名に「杉・松大小七拾本」を寄付した。また「居家壺軒分小積書」(文書2)の控除項目に、「一金式分 松崎仲太夫様御植立被下分」とある。尤もこの金2分(0.5両)は、彼が寄付した木材70本に相当するののか、あるいは別口なのか、筆者には確認できない。

われわれはこの書状から、松崎はこの仕法から恩恵をうける立場にあっただけでなく、日頃から門傳と政談を交わす間柄にあり、公私の財政支援を受けていた可能性があること、この年は藩庁に謹仕していたことなどがわかる。

〔文書8〕（半切紙）

「 厳寒の節ニ御坐候處、
無御別条相勤候由、玆重
之至不^{ななめならず}斜候、陳者當春^{のふれば}
中者鶯澤村代百姓付
之儀ニ付てハ、萬端厚
御世話被下重^{ちようじよう}豊之義、
為夫永代之寶を備
候仕合大慶不過ニ候、
猶當時ハ馬買金等迄
拝借罷成、明年作立も丈
夫可相成^{かたがた}旁、^{かたじけなく}忝御禮申入
候、^{當カ}嚴早損ニ候ハ案外
之迷惑可有候間、此末共ニ
被御心懸何分永陽之
御世話被下度、呉々御頼入候、
正月中迄ニハ罷下り可申候
間、猶御正談御頼可致趣ハ
書中を以如此御座候
追々別喜^記可申添候
松崎仲太夫
十二月七日
門傳東輔様
二白、何か近日いたし度候所、
急便ニ付書状以申遣候、近日

諸々可申入候以上 』

松崎の知行地は、代百姓の再開発地、換言すればこれから「田起こし・畑起こし」が始まる地区（「沖中」）にも、所在したに違いない。故に、彼はこう書いたのである。「猶當時ハ馬買金等迄拝借罷成、明年作立も丈夫可相成旁、忝御禮申入候」、つまり門傳は、彼と関わりがある代百姓の何人か（あるいは全員）に、この仕法で懸案となっていた馬の購入代金を融資したのである。

松崎はこの書状で門傳を、翌（嘉永7）年の耕作・収穫が確実となるように、「萬端厚御世話」「永陽之御世話」をしたのだと、たかく評価している。この書状は（3-2節を考慮すると）、門傳（また蘇武）は「自発的」にあるいは半ば強制されて、建築資金を献上したとの推定を補強する、第2の根拠となるかもしれない²⁹⁾。

この文書は、江戸末期の仙台藩・村方における大肝入の地位と役割、彼らと地方知行主の関係、知行主たち「心の襷」を明らかにして、筆者には興味深い。

むすび

この小論のむすびは以下の3点である。第1点は仙台藩が主導した家屋敷再興計画（基盤的施策）の概要を簡潔に要約すること、第2点は稲作前線の移動と人口サイズ、世帯規模、結婚チャンスの関連を考察すること、第3点は19世紀中期に観察された領内人口の顕著な回復・急増の要因を、第1、2点で得られた結果（経験的事実）に基づいて、推定することである。

第1点は以下の通りである。われわれは村方

文書から、19世紀の復興計画の経緯を、かなり詳細に知ることができた。願書によれば村方は、注意深く仕法受入れ準備をしたが、母屋の建築と馬の手当だけは困難と判断し藩に援助を要請した。

彼らがもっとも重視した事柄は、再開発地の年貢率の決定と農耕馬の確保だった。前者について村方は、法定年貢の1/2～1/3（25～17%）を50年間納入すればよいとの譲歩を、知行主から引き出した。後者について彼らは、大肝入から購入資金を借用することで決着させた。再開発の主導権は、鶯沢村耕地の90%以上が給人前（知行主分）だった点も幸いして、村方が握っていたと結論できそうである。

村方は、藩庁に建築資金の支給を要請するにあたり、家作請負人（棟梁）に1軒分の見積書を作成させた。見積によると、母屋は間口7間×奥行4間で小ぶりだったが、所要額は金約12両だった。全10軒分の建築費（120両）は本来、藩が全額を支給する筈であった。しかし藩は所要額の55%を負担したに過ぎなかった（文書3。残り45%は村役上層が献金）。してみると百姓（肝入、大肝入）は、地頭（地方知行主）には勝ったが、領主（御屋形様）には依然として屈服させられていたのである。

代百姓は10名で、うち7名は村内出身者（非相続人）、3名は遠国（水戸）出身者を予定した（彼ら3名は真宗門徒だった可能性があるが、途中で辞退したので別人で補充された）。彼ら10名の世帯規模は3.5人で、家族の形は夫婦家族だった。彼らのうち何人かは、先住者（飢饉死亡者）の埋葬地を整理する必要に迫られた。そこで村方は寺僧に施餓鬼供養をもとめ、屋敷を「浄化」したあと移住させた。

この事業は（文書8点によれば）計画後1年

で完了した。入植者は担当役人に献上物をさしだし謝意を表した。また地方知行主の1人は、馬購入資金を融資した村方役人（大肝入）に書状をだし、仕法に関わる「世話」（助力）に対して、言葉を尽くして賞賛した。こうして仙台藩は、鶯沢の家屋敷復興計画を「嘉永安政仕法」に基づいて達成したのである。藩は事業費の過半を負担したが、それ以外は村方（大肝入・肝入）の献金に依存した。一方村方は、在地武士層と百姓たちにも応分の負担を求めた。

現在のわれわれが目すべき点は、この計画は鶯沢の利害関係者すべてが分相応の負担（合力）に応じることで達成された、ということではないか。

第2点は以下の通りである。われわれは、領内人口は天保10（1839）年に底を打った（40.2万人）あと、最終年の明治3（1870）年まで回復・増加趨勢を維持した（57.6万人）と推計した（図1）。そして筆者は、その背後に組織的な荒地復興活動（仕法）があったことを、先学の研究と鶯沢の事例で確認した。

この組織的活動は稲作前線の「前進」（新規開墾）ではなく、鶯沢がそうだったように、その「回復」（起返し）を目指したものであった。そこで再開発は、地域内の狭小な放棄地（沖田、豆田）までも対象としたのである。その結果非相続者のある者は、肝入が「御百姓ニ相出、村方門葉ニも仕度」と記したように（文書1-1末尾）、別家（結婚）の機会を入手し、それは出生・世帯規模を増加させたであろう。

この点についてわれわれは、稲作前線の回復活動は領内で一斉に取り組み、そのすべてが達成されたと仮定してみよう。領内の荒所累積率は総貫高の15%（大目にみて20%）程度だっ

たから(注4), 収穫高も同程度回復したと推定する。さらにこの収穫高の回復はそのまま人口増に寄与したと仮定すると, その寄与率は最大でも20%程度だったということになる。

従ってわれわれは, 稲作前線の回復活動(「嘉永安政仕法」)は19世紀中期の領内人口の回復・急増の一部を説明するが, そのすべてを説明するわけではない, との結論に達するのである。この時期の人口増加についてわれわれは, 別の要因(例えば, 以下の第3点)にも目を向けなければならない。

第3点は以下の通りである。例えば鶯沢の村方は, 先に指摘したように, 藩庁から家屋建築費の過半を引き出し, 残りは村役層の献金でまかなった。彼らはまた, 知行主(年貢取得権者)たちに大幅譲歩を迫り, 他に類例をみない年貢率に同意させた。この時期村方は, 領主(殿様)と藩庁(武士層)の足元を見透かし, 経済的主導権を留保していたと同時に, 藩政の瓦解を確実に予想していたであろう。

身分的抑圧が取り払われたときベビーブームが到来し, それが19世紀中期の人口増加に大きく寄与した可能性がある。こうして領内人口は19世紀中期以後, 政治的抑圧から解放されつつあった庶民が, 自分たちの生活水準の向上に確信と展望を持つことができたから, 急増したのである(経済心理的要因)³⁰⁾。

これと裏腹の関係にあるが, 権力(仙台藩, 武士層)が大幅譲歩(痛み分け)をもって村方に対処したことも, 人口増加に与って力があつたであろう。それは彼らが, 「小手先」の施策は人口増加に寄与しないとの結論を, 18世紀末~19世紀前期に展開した民政(社会政策)を通じて, 痛感していたからに違いない³¹⁾。

こうした歴史的事実はわれわれに, 権力が一国の人口を確実に増加させようと決意するとき, 何を考慮すべきかを示唆しているように思われる。われわれは, この国が蓄積してきた膨大な経験を発掘・想起して, その知識をもっと積極的に活用してはどうだろうか。

注

- 1) 中奥は仙台藩^{じかた}の地方支配区分(南方, 北方, 中奥, 奥)の一つ。各区に1名の郡奉行^{こおりぶきやう}を配置し, 区内は複数の代官区にわけられた(詳細は, 宮城縣史編纂委員会 [1966:152-4])。
- 2) 例えば高木 [2004a, b] は, 一関藩の文化7(1810)年「仕法書」を紹介している。これは体系的かつ詳細な「赤子養育・沽却地散田主付」計画書で, 仕法実施にあたって一関は緻密な「社会調査」を実施している。この仕法の(効果ではなく)結果については, 高木・向田 [2008b] を見てほしい。

岩本 [1996-99] は相馬藩の, 越中からの真宗門徒移住を中心とした, 59年間(寛政1~弘化4 [1789-1847]年)の新百姓取立仕法を追跡・検討している。相馬藩の新百姓取立には, 藩管(御上立)と有力商人請負(金主立)とがあつた。担当役人の書上によれば, 資金(銭を除く)・飯米の大部分は文政12(1829)年以後の藩営事業に投入された。そして仕法59年の結果(藩公式記録)は百姓取立9,907人, 2,162戸, 開発田畑31,367石とし, 後半31年間(文化14~弘化4 [1817-1847]年)の結果は取立8,943人, 1,974戸, 開発田畑14,780石と記している。

しかし相馬の百姓(在郷)人口は, 福島県 [1971:巻末付録], 同 [1965:84-163]によれば, 文化13(1816)年33,454, 文政11(1828)年35,216, 天保5(1834)年37,380人である(以後, 人別書上はない)。この数値を信じるなら, 仕法後半期(18年間)の人口増加は3,926人(37,380-33,454), 新百姓取立がもっとも活発だった文政末以後(6年間)を見ても2,164人(37,380-35,216)に留まる。従って後半期(24

年間)の百姓人口の増加は(在来民の人口増減をふくめ)、公式記録の約40%(3,926/9,907×100)であった。

この数値(定着率)は、「女買入」後の歩留まりが半数以下だった、という事実(天保11[1840]年調べ)とも符合するだろう。こうした結果は藩庁(仕法担当者)にとって、極めて厳しいものだったに違いない。

川口[2005]は会津・南山御蔵入(幕府)領の、28年間(文化1～天保2[1804-1831]年)の移民(嫁取り)策を検討している。移住者170人は主に未婚女性で、彼女たちは主として越後から「高額な縁組祝金」を受けとり、村々に送りこまれた。

川口の結論は二つに要約しうる。第1に御蔵入領の村々は、例え大きな経済的代償を払っても女子労働力を必要とした故、また地場小商品の移出と貨幣流入からして、彼らの当時の生活水準は低かった筈がない、第2にこの移民策は、19世紀末期(明治8～23[1875-1890]年)の同地域の人口増加の「引き金」となったに違いない、ということである。

しかし、後者については詰めるべき課題もあるように思われる。例えば、前記28年間の女子引入れ(数)と明治期の人口回復とを関連づけるには、複数の世話人(他邦者引入任役)が活躍したか、回復に寄与した出生増、死亡減があったかを突きとめる作業は欠かせない。

女子引入の最終年は明記されていないが、仮にそれを天保2(1831)年とすれば、この年から人口回復が明確となる明治8までに45年が経過している。なぜ移民策は順調に、人口回復に反映しなかったのか(図3)。彼らはこの期間、産児制限をして生活水準を向上させたのだろうか。明治初年に始まる人口回復には、移民や商品生産以外の要因は想定されないか、などである。

- 3) 例えば現代日本には、既得権の絶対確保〔現行社会保障給付、生活水準の維持〕を求めながら、他方で負担〔増税、社会保険料納入〕は拒否し、その果てに年金を不正受給するといった、分裂的かつ無気力な気分が蔓延しているの

ではないか。政党・政治がそれを黙認・助長し、彼らこそが無責任体制の維持・拡大(つまり財政破綻)に「寄与」してきたとも言われる。さらにこの気分は、西欧「先進国」の国民一般にも(程度の差こそあれ)共有された気風となっている。

200年前のこの国の支配層(近世国家、武士)と百姓たちは、例えばこの小論でわかるように、こうした無責任な行動はとらなかったし、とれる筈もなかった。彼らが日本国の現在の支配層と子孫たちを見るとすれば、驚きかつ落胆するに違いない。

- 4) 斎藤[1982:37-9]、同[1994:258-9]によれば、仙台藩は天保9(1838)年「起返方御用係」を任命し、同11年に大掛かりな領内調査(荒所、開墾、代百姓調べ)を実施した。伊達家文書は安政3(1856)年の荒所残高を13,279貫(132,790石)としており、それは領内総貫高94,777の14.0%を占めた。

斎藤が掲載した数値(表-7、表-22)を活用すれば、われわれは19世紀中期までに積み上がった仙台領内の荒所(その大部分は宝暦、天明、天保飢饉時に蓄積された)を、大まかに計算できる。計算結果はつぎの通りである。領内の耕作放棄地の累積高は、安政3年の荒地残高(13,279貫)に次の3数値(括弧内)を加えれば、14,731貫(領内総貫高の15.5%)だったと推定できる(安政3年以前〔弘化4～嘉永1年〕の起返高819貫、当年の起返高121貫、その後〔安政4～5年〕の起返高512貫)。

以上より筆者は、仙台領内の荒所累積高は総貫高の15%前後、大目に見積って20%程度だったと推定する。

- 5) 例えば「賑民講」。これは郡単位で組織され、大肝入が一元管理をする金融組織だった。彼らは御郡備金として貨幣を蓄積しつつ、馬産・製鉄業者などにも融資した。しかし、その詳細はわかっていない。
- 6) 仙台藩の武士2種(知行取り、切米取り)のうち前者(在地武士)。彼らは^{ぢかたきゅうにん}地方給人、^{きゅうしゅ}給主あるいは^{じとう}地頭と呼ばれ、藩主から知行地(給人前)の配分をうけ、その年貢で生計をたてた

(年貢徴収は地肝入が代行)。一方、後者は藩から直接給与をうけた。

- 7) 天保14 (1843) 年以降、欧米列強は徳川幕府に対して開国圧力を強めた。とりわけ嘉永5～6 (1852-1853) 年は、その圧力が一つの頂点に達した時期だった。例えば、ロシア軍艦が下田来航 (嘉永5年6月)、アメリカ軍艦4隻を率いたペリーが来航し大統領の国書を提示 (同6年6月)、幕府はペリーと日米和親条約を締結して下田・函館開港に同意する (同7年1～3月) などである (歴史学研究会1980:214-6)。

日本の四民はこの時期、権力 (幕府、諸藩) の無策・狼狽を目の当たりにしたに違いない。

- 8) 耕作放棄地は通常高請合人 (五人組頭) が耕作し、その年貢は租税組が代納した。両組頭は大抵同一人物だったが、五人組の成員と租税組の成員とは必ずしも一致しない。
- 9) 1点だけ注記しておきたい。仙台藩は土地評価額も銭貨も貫文の単位 (1貫=1000文) で表示した。彼らは両者の混同を避けるため、銭貨は「代何貫何文」「銭何文」と記して土地地評価額と区別した。筆者は、この小論において土地評価額に頻繁に言及するので、原文を除き「文」以下の数値は省略している。
- 10) 文書番号532-7, 541, 原本は門傳家所蔵。同家は栗原郡・壹志迫上郷の大肝入を勤めたが、その来歴については千葉葉一 [1986:4-5] を参照してほしい。なお仙台藩は公式には、大庄屋、庄屋という言葉は使わなかった。この文書8点は、当時の藩庁・役人、地方知行主、大肝入、肝入、村方百姓の動きや力関係を明らかにする好材料である。
- 11) 鶯沢村 (現宮城県栗原市鶯沢町) の村勢は、「風土記御用書出」(安永7 [1778] 年7月書上 [写本]) によれば、以下の通りである。村高は325貫433文 (田高90.4%)、百姓295人、家数317、人数1,425 (内男子53.5%、性比115)。馬数は240 (百姓の81.3%が所持)、川3筋、堤 (溜池) 16、堰3があった (宮城県史編纂委員会 [1961:674-85])。

鶯沢町史編纂委員会 [1978:774, 777, 820]

は、蘇武の父・正吉 (北郷肝入) について、以下の事実を記している。文化14 (1817) 年8月文書に「壹志迫上郷 (赤子) 養育方制道役」、文政6 (1823) 年5月に「備初式百五拾石献上、備荒倉自分入料ニ而建立、苗字御免」、同年11月「仰渡 鶯沢村肝入并赤子制道役 蘇武正吉 右者赤子養育之義、御制道被成下置、御趣意^マ□□勘弁別而折入深切相務候ニ付、為御褒美鳥目壹貫文被下置候事」。つまり彼は村方で公務につき、褒賞に値する義務を果たしていた。

- 12) 坂田 [2001:105-6, 836-7] によれば、松崎の祖は北条氏家臣・半右衛門で、召抱藩主は政宗、田宅は栗原郡鶯沢村である。そして同氏の知行高 (32.5貫=325石) は、以下のように確定した。「知行二七貫三百五一文にて被召出……、検地後二割出目共三二貫八〇〇文となる。後に野谷地拝領開発、起目高一貫七〇四文を寛文元年に拝領、……延宝三年知行之内二貫文を実弟三之助に分与、三二貫五〇四文となる」。

松崎の事例は、その典型とは言えないが、地方知行主 (下級武士層) の実体を知る手掛かりとなる。その実体とは第1に、17世紀中期 (寛永検地後) に野谷地若干を拝領・開発し、寛文1 (1661) 年に1.7貫をえたこと。第2に17世紀後期 (延宝2 [1674] 年) に、高2貫を弟に分与し別家をだしこと。第3にそれ以後、19世紀後期 (慶応3 [1867] 年) まで約200年間、新規開発高はなく知行は固定していたこと。第4にそれ故 (この点が重要だが) 彼らの生活は慢性的「窮乏」状態だったので、出生制限は必然化していたということである。

武士層は墮胎問引きについて、19世紀以降は明らかに二重基準で臨んだ。しかし、百姓たちは問引き教諭や赤子養育仕法の開始当初から、侍たちの足元を見透かしていたに違いない。

- 13) 斎藤 [1994] は、領内の新田開発を藩文書により整理・分析している。それによれば、開発は有力家臣団 (地方知行主と家中、足軽、百姓) が野谷地拝領をうけて主導、それは17世紀 (1600年代) に集中した。大沼沢地開発は、大規模土木工事を必要とする故、藩が主導した。開発 (新田) 率のたかい地域は、三川 (北上・

江合・迫川)の下流域である桃生・牡鹿郡を典型とし、他に登米・遠田・志田郡だった。開発には堤防、堰、溜め池(堤)、用水路(潜穴)、排水堀の築造と維持を必要とした。

しかし、17世紀中期～19世紀は自然災害が頻発し、荒所(散田)が続出、藩は19世紀中期以後、再開発(起返し)に取り組み、入植者確保のために優遇策をとった(村民の帰還、他国者招致、代百姓付など)。

- 14) 斎藤 [1994:222] が紹介している17世紀の新田開発6例のうち、堤の築造時期があきらかな事例は1例(伊具郡小齋村)だけである。この村の堤は大部分、17世紀中期～後期つまり新田(野谷地)開発とほぼ同時に築かれた。

筆者はこう推測する。中世領主(葛西氏、大崎氏)と土豪たちは、伊達入部以前に堤建設と谷筋開発(つまり水の確保と稲作)とおこない、そこを生活基盤としたであろう。「奥州仕置」後、政宗の家臣団(地方知行主)の相当数は、土豪たちの開発地(屋敷、耕地、堤)を奪って、そこに居住したと想定される。そこで筆者は仮説的に、17世紀の野谷地開発期以前に、谷筋開発期があったと想定するのである。

この想定は第1に、山崎 [1984:1145] と星川 [1985:532] の記述によって補強されよう。すなわち、稲作は平安時代(8～9世紀)に奥羽(東北)地方まで北上・拡大、鎌倉時代(12～14世紀)に津軽にまで達した。栽培技術は平安期までに田植え、稲刈りが、鎌倉期までに品種、熟期、品質、施肥、除草、裏作が進歩した(但し、近年の考古学知見はここに反映されていない)。

第2に中世領主の出自も、この想定を補強材料となろう。永原 [1999:156, 217] によれば、葛西氏は下総国葛西御厨の在地領主で鎌倉幕府の奥州総奉行、南北朝時代(1336-92年)に総領家が奥州に下向・定着した。大崎(斯波)氏も同時代(1354年)に奥州管領として下向し、16世紀までに戦国大名となった。彼らは氏神(八幡神)と稲(種初)とを携えて北上し、谷筋・荒野を開墾して土着したであろう。

第3に平 [1951:13] の次の指摘は、具体例が

記されていない憾みもあるが、この想定を支持するであろう。「葛西時代の(新田)開発は丘陵及びその周辺に限定され、未だ野谷地には進展していかなかった」。この場合の「丘陵」とは山際・平地に点在する高地で、「その周辺」とは丘陵間の谷筋とその水掛り地域と考えて間違いないであろう。

- 15) 桃生町史編纂委員会 [1988:221-47] は、寛永18(1641)年の「中津山村検地帳」を取録している。それによると、(桃生郡は大湿地帯だったから)中津山の田の大部分は「下田、下下田」で、1筆ごとの名称は(作人名を付けた田を除くと)、「くぼた、ぬまた、ぬまふち、ほり、どて下、どぶた、しぶた、谷地た」が驚くほど多い。

要するにこれらは、検地帳でよく使われる固有名称ではなく、百姓たちが一括りにして呼称していた耕作域を、そのまま記載したのである。こうした田は、「ぬまた、どぶた」が典型であるように、用排水が改善されなければ、あるいは突発的な環境変化があれば、最初に放棄されたに違いない。

- 16) 鶯沢の知行主・舟山氏(順太夫・新三郎父子、知行高18貫文)が作成した、文政9(1826)年3月書上文書「式部鶯沢村御知行所本地散田前田地改帳」は、翻刻され散田枚数も集計されている(鶯沢町史編纂委員会 [1978:755-64], 坂田 [2001:784])。

それによれば、放棄された水田は842筆もあった(彼らはきつと、頭を抱えたに違いない)。町史の筆者は、それらは「豆田」だったと記している。われわれはこのような田の形姿や分布あるいは地域景観を、容易に想像できるのではないか。

- 17) 鶯沢町史編纂委員会 [1978:788] は、嘉永4(1851)年の文書「壹式迫上郷村々散田代百姓并新人頭被成下候」に、この年鶯沢では代百姓が19名誕生したと書かれている、と述べている。

しかしこの文書は、同じ数値(19名)は文書1-1にもある(中嶋熊野林10軒、駒田川9軒)ので、付出の予定人数を書上げたのであろう

（内訳は南郷8，北郷4，袋〔枝郷〕7名）。

- 18) 斎藤 [1994:257] は，荒所開発は入札で決める場合もあったと記している。条件がよい土地は「望人」（代百姓）を確保できたが，一関藩・狐禅寺の文化7（1810）年仕法のように，希望者を1人も確保できない場合もあった（高木 [2004b:165]）。

農山村では，飢饉で大量の荒所（^{つぶれち}禿地）ができた場合，望人を村外に求めることは無理だった。仙台藩・大籠村の天保10年以後の場合，村方は荒所を二つの方法で分担・耕作することにした。一つは代百姓の創出，二つは生き残り世帯への併合である（高木 [1982:34-7]）。

中嶋や熊野林は，鶯沢町史編纂委員会 [1978] の「鶯沢町小字名図」や地図類を参照すると，栗駒山（標高1,600m）を源流とする3河川（一，二，三迫川）のうち二迫川上流域に所在する低地だった。現在この付近一帯は水田で，民家数軒が2～3mの微高地上にあるが，以前から「沖ノ田」と呼称されている。

二迫川は，村内を北東から南東に流下するが，最南端部・隣村境界付近で川幅を狭める。それ故水は，大雨時には逆流して川筋深くまで侵入，付近一帯の水田を埋没させてきたという。起返し希望者が数十年間いなかった所以である。なお3河川流域は現在，一括して「金成耕土」とも呼ばれる。

- 19) 今村新太夫と松崎仲太夫は，坂田 [2001:105-6, 836-7] によれば，「虎の間」格の地方知行主で，居宅はそれぞれ遠田郡北浦村，栗原郡鶯沢村にあった（知行高はそれぞれ31.8, 32.5貫）。小嶋兎左治は同書に収録がない。
- 20) この報告書は，宮城県教育委員会が1970年に実施した「民家緊急調査」の対象304棟のうち，153棟を収録している。各棟に対する図版は，図2に示したように，4点1組（建物配置俯瞰図1，平面図2，妻側立面図1，母屋写真1枚）を収めていて，今では貴重な記録である。
- 鶯沢が所在している栗原地方の民家は，図版13組（No.38～50）が収録されている。その間取りは大部分，田の字型ではなく，喰違い4ツ間取りである。奥行きは大抵4.5～5.0間あり，

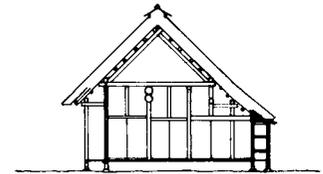
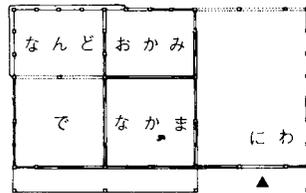
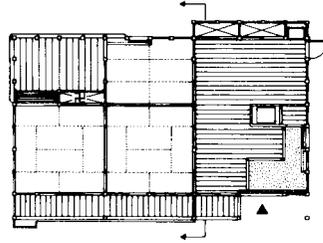
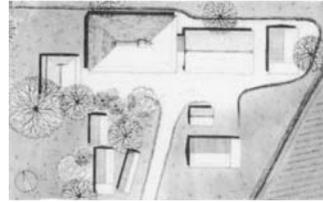


図2 栗原地方の四間取り田の地型住宅
工藤家住宅の母屋（昭和45〔1970〕年），
栗原郡高清水町に所在。建築は江戸中期
と推定（宮城県教育委員会 [1974:40]）。

奥行き4.0間住宅は1例（No.48）だけである。

それ故，われわれはこう推定することができる。村方は検約を強調するため，奥行き半間分を割愛した。奥行きを4.5間にしたければ，背後に下屋半間をだせばよかったからである。彼らは支給が認められるように，細心の注意を払ったのであろう。

- 21) 参考までに、相馬藩の例をあげておく。相馬は文政12(1829)年文書「御頼立百姓覚」で、入百姓取立請負者(村方役人や富農)に対して、入百姓1人(1軒)につき金10両を支給するが、仮に入植者に出奔・病死・その他如何なる事態が生じて、必ず取立を達成するようにと指示している(岩本[1996:18-9])。請負者は追加出費を強いられたであろうが、彼らがこの10両をどう活用したかは不明である。
- 仙台(鶯沢)の仕法は(見かけ)金額上、相馬の仕法よりも手厚かった。しかし両者はともに村方(富農)負担を前提としたから、優劣は簡単にはつけられない。
- 22) 岩本[2000:62-3]は、相馬藩・萱浜村の新百姓50軒の「新軒人別調」(安政4年正月)を掲載し、こう述べている。加賀・越後など遠方の来住者は「三〇歳代から四〇歳代にかけて、しかも子供が自分の足で歩ける者が多かったであろう。高齢者を生国に残して移民してきた者も多かったのではなかろうか」。換言すれば、来住当初は小家族だったとの推定である。
- 23) 石巻市にある本願寺派寺院は、宮城県総務部私学文書課[1999:40]によれば、称法寺だけである。
- 24) 藩最大の市場商品・仙台米の廻漕先は、平[1954:15(291)]によれば、大都市・江戸に建設された「深川御蔵」だった。平は入手文書から、蔵は23棟あり15万俵を収納できたとしている(但し、この文書年次は記載していない)。
- 御穀船は石巻を出帆後、荒浜(領内)、小名浜、那珂湊、銚子、小湊をへて品川に到着。米穀はそこで小型舟(瀬取舟)に積替え、深川に運んだという。平は初期の廻米ルートについてこう述べている。「領内を出帆した天当船(大型廻船)は、初めのうちは常陸国中湊で荷を下ろし、そこからは駄送と川船を利用したが、河村瑞賢の東廻り海路開通の後、次第に江戸直送の便が開けた」。
- 那珂(中)湊は水戸領内にあり、仙台藩政初期から穀船寄港地だったので、水夫・商人・坊主などの往来があつて不思議ではない。
- 25) 中村[1991:820]は施餓鬼・施餓鬼会をこう説明している。「(それは)清浄な地や水に食物を投げて、悪道に堕ちて飢餓に苦しんでいる衆生や餓鬼に施す法会で、鎮魂の趣意がある。日本では真言宗・浄土宗・曹洞宗などで、主として盂蘭盆会に精霊を供養するために行なわれる。禅宗では特に行事として重視する」(一部改変し引用)。
- 26) 郡奉行は、「出入司(金穀財用役人)の支配下にあつて郡務を統括する藩役人である。彼らは二〜三百石級の大番士から任命され、領内四区域(南方、北方、中奥、奥)に一人ずつ配置された。平常は城中で執務するが、春秋二回廻村し民情を視察」したとある(仙台郷土研究会[2010:38]一部改変し引用)。
- 彼らの配下に代官5〜6人がいた。松崎仲太夫は当時、その所有石高と書状(文書8)とを考慮すると、あるいは中奥(栗原郡壺・武迫上を含む)担当の郡奉行だったかもしれない。
- 27) 「ふご」は畚と書き、「もっこ」とも読む。それは藁と竹を編んでつくる生活用具で、かごの代りに物をいれて運ぶとき使う。郡奉行はこれらを自家消費にあてたであろう。
- 28) 宮城県史編纂委員会[1962:33]は、嘉永6(1853)年の「損穀」は68.7万石としている(第18表)。これが事実とすれば、領内の実高は約95万石だったから、損失率は72%となる。丸森町史編さん委員会[1984:389]は、「四月九日より七月十二日まで雨降らず、夏川水涸れ人馬通行、田畑不作」、つまり夏川は水涸れし人馬が往来できる状態で、農産は不熟という記録を掲載している。
- 29) 代百姓の耕地に蔵入(藩直轄)地が少なければ、村方献金の可能性はさらに高まる。宮城県史編纂委員会[1961:674]によれば、安永7年(1778)の「風土記御用書上」は鶯沢の村高を325貫、蔵入高を26貫と記している(在地武士の知行地は村高の92%だったから、献金の可能性は極めて高かった)。
- なお、献金額に対する身分各付(格上)については、斎藤[1994:262-3]の引用箇所を参照(但し原文書は年次記載を欠き単に12月20日とある。斎藤は注45)に、天保12(1841)年の同

種文書(『丸森町史』所収)を紹介しているの
で、これは同年の「触れ」と推定される)。それ
によると仙台藩は、百姓が新田開発のため1000
両(最高額)を献金すれば大番組〔格〕、500両
なら大肝入格、250両なら組拔並または御金山
下代並、10両(最低額)なら一代屋号御免に格
上げた。

これは、荒所起返し(仕法)の原資確保を目的とする窮余の策であった。

- 30) 19世紀中期以降の商品生産が、この人口急増をもたらした可能性は排除できない。しかし、われわれは今のところ、商品生産と家計、人口の関連を無視してよさそうである。

例えば仙台領における養蚕の普及について。かつて山田[1968:265-7]は、領内の養蚕・生糸は「御召生糸」の生産を嚆矢とするが、天保期になって有力家臣団(例えば伊達一門・涌谷氏22,600石)が下級武士(陪臣)の経済的困窮を救うため導入したと記している。山田は『黒川郡誌』の記述、「蚕桑業に従事する者は主として土で、……農家は絶対に之を見ず」を引用して、藩は百姓に(米作に専念させるため)養蚕を許さなかったと結論づけている。

司馬[2010:149-62]は一貫して商品経済の有無を重視して、近代以前においてそれは一国の「人情から文化まで」を陶冶すると考える。しかし仙台藩については「米一筋の盛大(米売り一本槍)が、自らの経済観を単純にした」と指摘する。その理由は、「伊達家も中世的な“藩内藩”(一門・重臣)も、如何なる変革も好まなかった」(一部改変し引用)からである。司馬は、仙台藩は貨幣経済への対応(「殖産興業」)を完全に欠いたと結論づけた。

一方われわれは、この人口増加に対する移民の寄与も考慮しなければならない。しかし筆者は現在、それを裏付ける資料(数値)をもっていない(それは今後の課題である)。

なお日本人は1947年以後の数年間、権力の崩壊(政治的・思想的自由の回復)が(敗戦下の深刻な飢餓をものし)出生増をもたらした、という経験を実際にしている。

- 31) 例えばわれわれは、領内の村方資料中に赤子

養育文書を見出すとしても、その点数は統計分析に耐えないものが大部分である、と気づくであろう。それは、こうした施策は妊婦・赤子一般を対象としたものではなく、極貧層に対する応急的措置だったからである。ちなみに、筆者が計算した一関藩・狐禅の文化7(1810)年の育子手当受給率は、村世帯ベースで6.4%(1/156)、極貧世帯ベースで4.0%(1/25)だった(高木[2004b:169-10])。

門傳は嘉永期の8年間、大肝入管区(壱・貳・迫上郷)に赤子養育手当金を配布している。配布額は書上によれば、嘉永2年金19.1、3年16.0、4年16.0、5年17.2、6年17.3、7年17.3、安政2年12.0両である。その直接受給者は嘉永2、7年の場合それぞれ10、12名で、受給額は1人当たり金1分~1分2朱でしかなかった(一迫町史編纂委員会[1976:329-31])。筆者はいま管内の総戸数を把握できないが、その世帯ベース受給率は狐禅寺を大きく下回り、1%以下だったであろう。このように低い受給率は、間引き(嬰自殺)防止に役立ちこそすれ、出生増には決して結びつかなかったであろう。

こうした歴史的事実は、現在のわれわれに何を問いかけているだろうか。われわれは、現行の(格段に手厚い)一律支援制度をもってしても、それが出産増に結びつかない原因をくわしく調査・検討し、制度自体を再構築する必要があるのではないか(なお、注3)も参照してほしい)。

参考文献

- 千葉景一[1986]「解説」『文書目録第三集』(東北歴史資料館資料集17)東北歴史資料館。
福島県[1965]「相馬藩御経済略記」『福島県史』(第9巻、資料編、近世資料2)。
同[1971]「相馬藩人口増減表(巻末付録)」『福島県史』(第2巻、通史編2、近世1)。
林 英夫(監修)[1999]『古文書大字叢』柏書房。
星川清親[1985]「イネ：栽培の歴史」相賀徹夫編『日本大百科全書』(2)小学館。
一迫町史編纂委員会[1976]『一迫町史』宮城県一迫町。

- 岩本由輝 [1996-99] 「陸奥中村藩における新百姓取立政策の展開（一）（二）（三）（四）」東北学院大学東北文化研究所『東北文化研究所紀要』（第28, 29, 30, 31号）.
- 同 [2000] 「陸奥中村藩中郷萱浜村における新百姓取立—二宮尊徳仕法の一環として—」東北学院大学東北文化研究所『東北文化研究所紀要』（第35号）.
- 川口 洋 [2005] 「十九世紀初頭の会津・南山御蔵入領における他邦者引入任役の動向」歴史人類学会『史境』（第50号）.
- 丸森町史編さん委員会 [1984] 『丸森町史』宮城県丸森町.
- 宮城県教育委員会 [1974] 『宮城の古民家—宮城県民家緊急調査報告書—』宮城県文化財保護協会.
- 宮城縣史編纂委員会 [1961] 『宮城縣史』（28, 風土記）宮城縣史刊行会.
- 同 [1962] 『宮城縣史』（22, 災害）.
- 同 [1966] 『宮城縣史』（2, 近世史）.
- 宮城県総務部私学文書課 [1999] 『宮城県宗教法人名簿』宮城県.
- 桃生町史編纂委員会 [1988] 『桃生町史』（2, 資料編）宮城県桃生町.
- 永原慶二（監修） [1999] 『日本史辞典』岩波書店.
- 中村 元 [1991] 『佛教語大辞典』東京書籍.
- 歴史学研究会 [1980] 『日本史年表』岩波書店.
- 斎藤鋭雄 [1982] 「藩政後期に於ける耕地復興計画—仙台藩の場合—」東北史学会『歴史』（第58輯）.
- 同 [1994] 「仙台藩の水利と新田開発」宮城県土地改良史編纂委員会『宮城県土地改良史』ぎょうせい.
- 坂田 啓 [2001] 『私本 仙台藩土事典』（増訂版）.
- 司馬遼太郎 [2010] 「仙台・石巻」『街道をゆく』（26）朝日文庫.
- 仙台郷土研究会 [2010] 『仙台藩歴史用語辞典』（『仙台郷土研究』280号）.
- 平 重道 [1951] 「新田聚落の歴史（一）—登米郡豊里町と米山村—」東北大学地域社会研究会 [1982] 『宮城県の地理と歴史』（I）国書刊行会（復刻版）所収.
- 同 [1954] 「仙台藩の江戸廻米について」東北大学地域社会研究会 [1982] 『同上書』所収.
- 高木正朗 [1982] 「近世東北地方農民家族の代代的再生産と人口の構造—宗門人数改帳をもちいた事例研究—」日本社会学会『社会学評論』（第33巻, 第3号）.
- 同 [2004a, b] 「19世紀初頭・東北日本の‘Social Survey’と出産調査（上）（下）」立命館大学産業社会学会『立命館産業社会論集』（第40巻, 第1, 2号）.
- 同 [2004c] 『前近代の人口調査—仙台藩「人数改帳」の成立と展開—』（立命館大学人文科学研究所SDDMA研究会, 非売品）.
- 高木正朗・新屋均 [2008a] 「東北諸藩の人口趨勢—仙台藩郡方・一閩藩村方人口200年の復元—」高木編『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院.
- 高木正朗・向田徳子 [2008b] 「人口減少と民政の展開—一閩藩「仕法」と狐禅寺村の対応—」『同上書』所収.
- 鶯沢町史編纂委員会 [1978] 『鶯沢町史』宮城県鶯沢町.
- 山田野理夫 [1968] 「宮城県養蚕史要」宮城縣史編纂委員会『宮城縣史』（9, 産業）.
- 山崎耕宇 [1984] 「イネ：起源と伝播」下中邦彦編『大百科事典』（1）平凡社.
- [付記1] 本論作成にあたって筆者は、次の方々からご助力をいただいた。籠橋俊光（東北歴史博物館）、小野寺健（一閩市）、佐々木和典（栗原市）、張基善（芦東山記念館）、千葉景一（栗原市）の各氏。また本稿は、斎藤鋭雄氏の論文から多くの知識をえている。ここに記して謝意とします。
- [付記2] 本稿は、平成21年度立命館大学研究推進プログラム（基盤研究）「近世東北200年の人口・世帯・耕地拡大／縮小プロセスの復元—1643～1870年—」と、平成21～22年度 科学研究費補助金（基盤研究C）「近世末期出産・出生指標の算出・評価研究—歴史人口学の精密化—」（研究代表者・高木）による研究成果の一部である。

Population Growth in the Mid-19th Century and
the Re-extension of Paddy Field Frontier :
Restoration plan of the Sendai Domain's rural houses

TAKAGI Masao *

Abstract: The Basic Resident Register, a comprehensive census of Japanese citizens compiled by the Japanese government, shows that as of 2011 the population of Japan stands at 127 million. Although this figure has not changed significantly since 2005, it is expected to decrease steadily. The number of deaths will certainly increase (due to the growing population of aged people), but that of childbirths remains static at less than 1.1 million per year. This means that a decrease in population will offset or exceed a natural increase in population.

Some experts interpret this situation optimistically, and others pessimistically. However, research accumulated thus far concerning this issue ³/₄much of which provides gloom and doom forecasts³/₄ indicates and explains major causes for population decrease, most of which are issues that many men and women of marriageable ages are facing. The issues include unstable employment, low wages, prolonged work, a lack of work-life balance, a shortage of day-care centers for children, and increasing burden from education costs. In addition, higher education of women, women's growing reluctance to get married, and women's liberation movements are contributing significantly to population decline.

Despite this situation, effective measures have not been taken so far to increase the population of Japan, nor even to propose an optimum population size. The major reasons behind this are the fact that Japan has unprecedentedly high public debt (which is estimated by the IMF to be 213% of GDP in 2011), that today's increasingly borderless economy has brought instability to employment, wage rates and life, and that about 70% of the total social welfare benefit in Japan has been spent on the elderly (while only less than 5% on families). These factors cannot be easily improved since they are closely related with one another.

This paper is based on the assumption that historical materials (actual experiences from the end of the Edo era, in the mid-19th century) can provide some useful clues about how to increase Japan's population. Of course, there are fundamental differences in the economic systems: a closed-door economic system existed at that time, in contrast to the global economic system of today. Therefore, this paper examines general, universal factors contributing to population growth, rather than individual, specific factors.

Keywords: population growth, marriage, household, frontier of paddy field, basic rural development

*Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University